

コンタクトレンズの適正使用に関する情報提供等の徹底について

各位

平素は弊社医療機器に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、厚生労働省より各都道府県知事、保健所設置市長及び、特別区長あてに表記の局長通知（平成29年9月26日付 薬生発0926第5号）が発出されたため、お知らせ致します。

<http://www.pmda.go.jp/files/000220273.pdf>

平成31年2月20日

株式会社シンシア

記

高度管理医療機器を取り扱う販売業者等は、法令や各種の遵守事項及びこれらに関する運用の正しい理解と遵守が求められております。

これに伴い、本通知においては以下の視点に基づき見直しが行われました。

- ・重篤な眼障害の発生を未然に防ぐため、医療機関の受診を高めること
- ・コンタクトレンズ購入者が「不適正使用等による眼障害の危険性」等を正しく理解すること
- ・販売業者の従業者の質の向上を図ること

また、本通知では、これまで周知依頼してきたことの実効性をより高め、使用者が適正にCLを使用できるよう必要な情報を収集し、提供するため

- 第1. 小売販売業者による販売時の受診確認
- 第2. 小売販売業者による購入者に対する情報提供
- 第3. 小売販売業者、営業所管理者及び従業者の質の向上
- 第4. 製造販売業者による小売販売業者への情報提供
- 第5. その他の参考情報

といった具体的な取り扱いが示されております。

皆様におかれましては、情報の主旨をご理解の上、コンタクトレンズ販売時や店舗の管理において、本通知に則り適切に実施されますよう、よろしくごお願い致します。

以上